

- 省エネ法では、判断基準(告示)の中で、発電専用設備を持つ事業者に対し、適切な管理等の実施を求めている。加えて、一般・卸電気事業者には、「発電専用設備を新設する場合には、汎用機の中で最高水準の発電端効率のものとすること」を重ねて求めている。
- また、事業者から提出される毎年度の定期報告書に基づき、判断基準の遵守状況等が不十分な事業者に対しては、省エネの観点から指導等を実施している。



- ①石炭火力発電について、2030年に全国平均で、超々臨界圧発電(USC)相当の発電効率の実現を目指すとともに、②効率の悪い小規模石炭火力発電の抑制を図る観点から、省エネ法の規制強化により火力発電の高効率化を促進する。
- 総合資源エネルギー調査会省エネルギー小委員会の下に、「火力発電に係る判断基準ワーキンググループ」を設置して検討を進め、その結果を踏まえて、できるだけ早期に所要の措置を講じる。

【省エネ法のスキーム】

